

令和 6 年度
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
事業概要

福祉局

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| I | 協会設立の趣旨 | 3 |
| II | 協会の概要 | 3 |
| 1 | 名 称 | 3 |
| 2 | 所在地 | 3 |
| 3 | 設立年月日（許可・登記） | 3 |
| 4 | 基本財産 | 3 |
| 5 | 機 構 | 4 |
| 6 | 職 員 数 | 5 |
| 7 | 評議員・役員 | 5 |
| III | 定 款 | 6 |
| IV | 令和5年度事業報告 | 15 |
| 1 | 事業報告 | 15 |
| 2 | 事業別資金収支計算書 | 22 |
| 3 | 正味財産増減計算書 | 23 |
| 4 | 貸借対照表 | 24 |
| 5 | 財産目録 | 25 |
| 6 | 事業別収入明細書 | 26 |
| 7 | 事業別支出明細書 | 27 |
| 8 | 財務状況 | 28 |
| V | 令和6年度事業計画 | 29 |
| 1 | 事業計画 | 29 |
| 2 | 経営改善の取り組み状況 | 32 |
| 3 | 事業別資金収支予算書 | 33 |
| 4 | 予定正味財産増減計算書 | 34 |
| 5 | 予定貸借対照表 | 35 |
| 6 | 事業別予定収入明細書 | 36 |
| 7 | 事業別予定支出明細書 | 37 |
| VI | 令和5年度主要事業計画・実績比較表 | 38 |
| VII | 主要事業の推移（令和3年度～令和5年度） | 39 |
| | 参 考 資 料（所管施設の概要） | 40 |

I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために昭和53年9月に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足した。

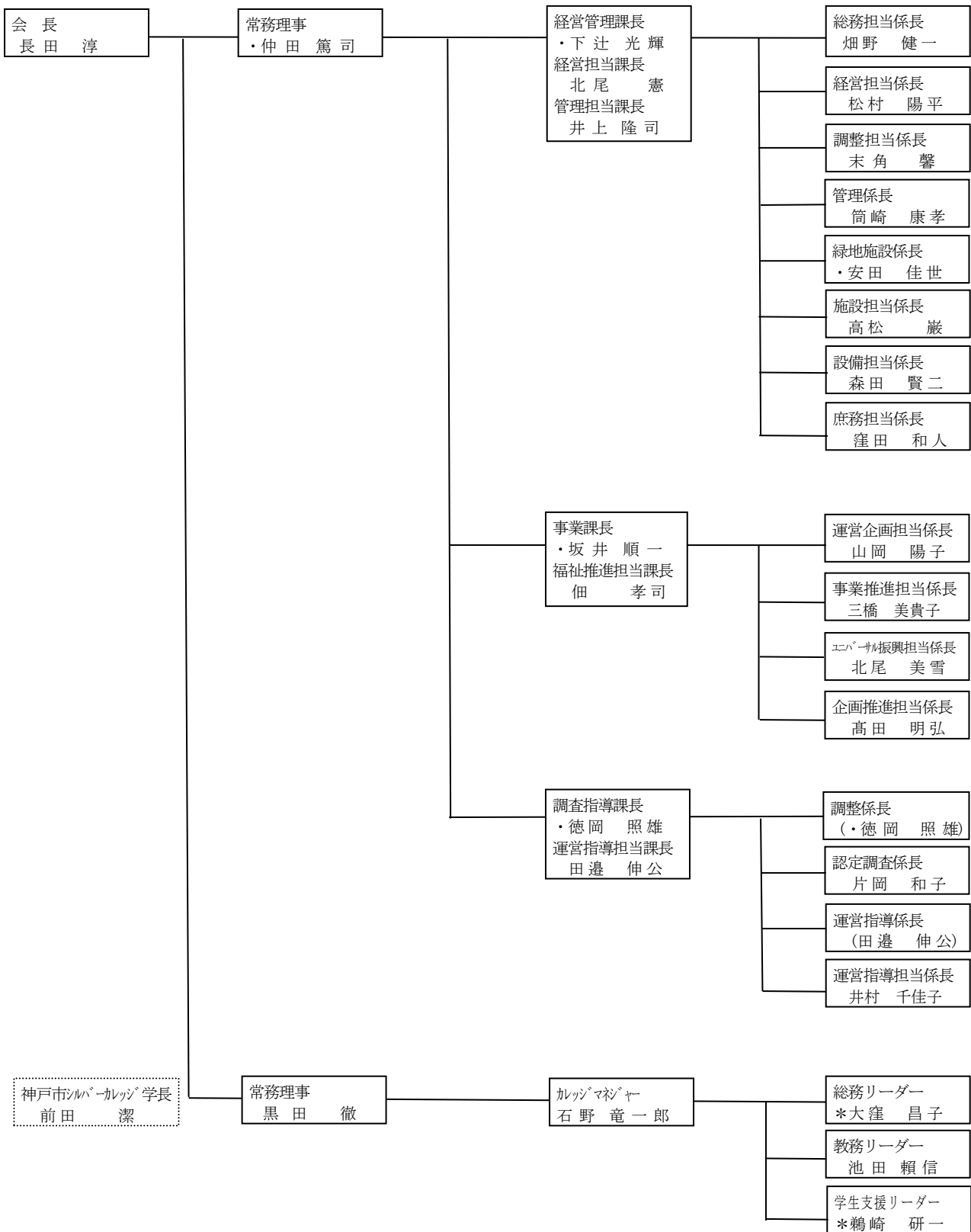
平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

II 協会の概要

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 名称 | 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 |
| 2 所在地 | 神戸市北区しあわせの村1番1号 |
| 3 設立許可 | 昭和56年6月1日 |
| 設立登記 | 昭和56年6月1日 |
| 公益財団法人移行登記 | 平成25年4月1日 |
| 4 基本財産 | 410,000千円(神戸市100%出捐) |

5 機 構



・は市派遣職員, *は神戸市再任用職員を示す

6 職員数 (役員を除く)

令和6年7月1日現在

| 区 分 | 課 長 | 係 長 | 係 | 計 |
|-------------------|----------|-----------|------------|------------|
| 経 営 管 理 課 | 3 (1) | 8 (1) | 9 (-) | 20 (2) |
| 事 業 課 | 2 (1) | 4 (-) | 8 (-) | 14 (1) |
| 調 査 指 導 課 | 2 (1) | 2 (-) | 74 (-) | 78 (1) |
| シルバーカレッジ 事 務 局 | 1 (-) | 3 (2) | 13 (-) | 17 (2) |
| 合 計 | 8 (3) | 17 (3) | 104 (-) | 129 (6) |

() は、市派遣職員数内書 (再任用職員含む)

7 評議員・役員

評 議 員

令和6年7月1日現在

| 役 職 | 氏 名 | 現 職 名 |
|-------|-----------|-----------------------|
| 評 議 員 | 市 橋 祐 子 | 神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長 |
| 評 議 員 | 小 野 愛 子 | 一般社団法人神戸市婦人団体協議会 会長 |
| 評 議 員 | 加 藤 明 | 神戸労働者福祉協議会 事務局長 |
| 評 議 員 | 近 藤 豊 宣 | 一般社団法人神戸市老人クラブ連合会 理事長 |
| 評 議 員 | 谷 村 誠 | 兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長 |
| 評 議 員 | 玉 田 敏 郎 | 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 |
| 評 議 員 | 藤 本 貴 義 | 兵庫県福祉部次長 |
| 評 議 員 | 平 岡 靖 敏 | 神戸商工会議所 参事役 |
| 評 議 員 | 堀 本 仁 士 | 一般社団法人神戸市医師会会長 |
| 評 議 員 | 松 端 信 茂 | 神戸市知的障害者施設連盟会長 |
| 評 議 員 | 八 乙 女 悦 範 | 神戸市福祉局長 |

役 員

| 役 職 | 氏 名 | 現 職 名 |
|--------------|-----------|--------------------------|
| 会 長[代表理事] | 長 田 淳 | |
| 常務理事[業務執行理事] | 仲 田 篤 司 | |
| 常務理事[業務執行理事] | 黒 田 徹 | |
| 理 事 | 荒 牧 重 孝 | 一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団 常務理事 |
| 理 事 | 金 山 千 広 | 立命館大学産業社会学部 教授 |
| 理 事 | 西 田 勉 | 公益財団法人神戸YMCA 常勤理事 |
| 理 事 | 福 井 誠 | 武庫川女子大学経営学部 教授 |
| 監 事 | 瀬 尾 文 洋 | 税理士 |
| 監 事 | 中 村 浩 一 郎 | 株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部長 |

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市民福祉意識の啓発

(2) 市民の福祉活動の振興

(3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援

(4) 市民福祉事業の調査研究及び開発

(5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施

(6) 市民福祉施設の管理運営

(7) 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき神戸市から受託する業務及び関連する業務

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員の定数）

第 10 条 この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。(評議員の任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。(評議員の報酬等)
- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別

に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第 27 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金 0 円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消

滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
今井 鎮雄 小寺 隆 妹尾 美智子 板東 慧
堀井 説也 真木 高司 松村 英洋 森脇 潤
山下 晃 雪村 新之助
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。
笠井 隆一 梶本 日出夫 渋谷 和久 中西 光政
新野 幸次郎 松島 秀明 南本 伸一 村上 豪英
保田 茂 和田 一行
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
会 長 新野 幸次郎
副 会 長 梶本 日出夫

常務理事 南本 伸一 松島 秀明

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。

高田 實 藪脇 直樹

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

| 財産種別 | 物量等 |
|-------|-----------|
| 有価証券等 | 4 億 1 千万円 |

IV 令和5年度事業報告

1 事業報告

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

① ユニバーサル社会構築に向けた取り組み

ア ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等（UDスポット）の紹介など、しあわせの村の資源を活かした「ユニバーサル体験学習」を実施した。

また、市内の小学校を対象とした「UD出前授業」などを実施した。

(ア) ユニバーサル体験学習 [参加者数] 1,841名 (31団体)

(イ) UD出前授業 [訪問学校数] 25校 [参加者数] 2,356名

イ 聴覚・視覚障がいへの理解

聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めることを目的として、手話及び点字の講座を行った。

(ア) 手話講座(入門課程フォローアップ講座) [実施回数] 2期・全10回 [受講者数] 39人

(基礎課程フォローアップ講座) [実施回数] 2クラス・全10回 [受講者数] 38人

(イ) 点字講座 [実施回数] 1期・全35回 [受講者数(修了者数)] 15人

(ウ) 短期手話講習会 [実施回数] 1クラス・全4回 [受講者数] 20人

(エ) こども手話講座 [実施回数] 1期・全10回 [受講者数] 19人

(オ) 夏休みこども手話教室 [実施回数] 全1回(2クラス) [受講者数] 42人

(カ) 夏休みこども点字教室 [実施回数] 全1回(2クラス) [受講者数] 27人

(キ) こども手話交流会 [実施回数] 2回 [参加者数] 15人

ウ 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営(文部科学省受託事業)

学校卒業後の障がい者の生涯学習の機会として、「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を実施した。

[実施回数] 8回 [受講者数] 49人

エ 市民福祉活動支援

「チャレンジド・ドローン講習会」や「ユニバーサルスポーツ体験ラリー」など、しあわせの村の資源を活用した福祉活動に対する支援を行った。

② 健康寿命の延伸に向けた取り組み

ア フレイル予防の推進

フレイル予防の取り組みである、市民サポーターによるフレイルチェック会を神戸市より受託して実施した。

[実施回数] 15回 [参加人数] 237人

イ 「こうべ長寿祭」の開催及び「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手団の派遣

「こうべ長寿祭」を開催するとともに、「第35回全国健康福祉祭えひめ大会」に神戸市代表選手団を派遣した。

(ア) 第36回こうべ長寿祭

[開催期間] 4月15日～10月21日 [参加者数] 計1,242人 美術作品193点

(イ) 第35回全国健康福祉祭えひめ大会

[開催期間] 10月28日～31日 [神戸市代表] 17種目97人、美術作品10点

③ 「こうべ医療者応援ファンド」の運営

令和2年度より4年度末まで寄附金を受け付け運営を行ってきた「こうべ医療者応援ファンド」について、基金残高の配分を行った。

[医療機関への支援金配分額] 1億2,684万5,000円

(運営期間総額：8億7,920万777円)

(2) 総合福祉ゾーン「神戸市しあわせの村」の管理運営

指定管理者として総合的な維持管理を行うとともに、「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念の実現を目指し、市民が、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう総合福祉ゾーンとしての運営の充実を図った。

| | 利用者数 | 対令和4年度比 |
|--------|------------|--------------------|
| 入村者数 | 1,890,800人 | +175,100人 (+10.2%) |
| 施設利用者数 | 859,972人 | △15,434人 (△1.8%) |
| 宿泊施設 | 54,222人 | +10,205人 (+23.2%) |
| 温泉(※) | 100,400人 | △75,222人 (△42.8%) |
| 屋内運動施設 | 226,096人 | +11,682人 (+5.4%) |
| 屋外運動施設 | 405,189人 | +25,835人 (+6.8%) |
| 研修館等 | 74,065人 | +12,066人 (+19.5%) |

(※) 天井補修工事・施設点検のため、10月12日～3月31日まで休業。

① 高齢者・障がい者が主役の村づくり

ア 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と、社会貢献などの共通授業等を実施した。

また、在学生や卒業生の社会貢献活動を通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に取り組んだ。

[令和5年度入学者数] 309人(うち、再入学者数 80人)

[令和5年度末在籍学生数] 785人

健康ライフ(健康福祉)コース 168人

国際交流・協力コース 142人

生活環境コース 112人

総合芸術コース(4専攻) 363人

イ 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

「NPO法人社会還元センターグループわ」と連携し、「わいわいストリート(昔あそび体験)」などのイベントを開催した。

(ア) わいわいストリート [実施日] 5月5日 [参加者数] 710人

(イ) 夏休み工作塾 [実施日] 8月6日 [参加者数] 173人

(ウ) ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」 [実施日] 10月30日 [来場者数] 307人

ウ 企業・大学と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を進めるため、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートに取り組んだ。

また、障がい者や認知症高齢者、引きこもりの方などを対象とした農業体験を実施し、社会参加のきっかけづくりに取り組んだ。

さらに、東京大学先端科学技術研究センターと連携し、市立特別支援学校在校生へ就労体験の機会を提供した。

- (ア) 職場体験実習 [受入施設数] 4施設 [受入人数] 26人
- (イ) 農業体験 [参加施設数] 3施設 [参加人数] 延893人
- (ウ) 超短時間インターンシップ [参加人数] 8人

エ こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者で芸術活動に取り組む方を公募し、作品展を実施した。さらに、会場内で音楽演奏とアート作品のコラボレーションイベント「こころがそまるミニライブ」を開催した。

また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において企画展（十人十色展）を実施したほか、三宮中央通り地下通路の「サンポチカギャラリー」での企画展を新たに開催した。

- (ア) 第11回こころのアート展
[実施期間] 12月14日～1月14日 [来場者数] 4,798人
- (イ) こころがそまるミニライブ
[実施日] 12月17日、1月6日 [来場者数] 907人
- (ウ) 十人十色展 [実施回数] 5回
- (エ) サンポチカギャラリー展示 [実施期間] 4月28日～通年
- (オ) 神戸旧居留地×「こころのアート展」
[実施期間] 12月6日～12月21日 [作品展示場所] 9カ所
- (カ) 神戸リハビリテーション病院特別展 [実施期間] 2月15日～3月5日

オ 障がい者事業所製品の販売支援

本館・宿泊館1階コンビニエンスストアに併設する「はっぴねすコーナー」において、市内障がい者事業所製品の販売を行った。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を支援した。

- (ア) はっぴねすコーナー売上額 5,114千円
- (イ) はっぴねすコーナー出店施設 35団体
- (ウ) 缶バッジ☆缶マグネット製作隊受注実績 6,870個

カ ボランティア活動の推進

様々な世代の市民にしあわせの村においてボランティアとして活動いただき、市民福祉活動の推進を図った。

[ボランティア登録者数/活動者数]

- (ア) 障がい児・者向けスポーツ教室指導補助ボランティア 51人/延519人
- (イ) 社会人ボランティア 36人/延256人
- (ウ) ユース(大学生)ボランティア 35人/延158人
- (エ) 花緑ボランティア 17人/延635人

② 障がい者スポーツの振興

ア スポーツ交流イベント

障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ、相互理解を深めることを目指し、気軽にスポーツを楽しむことができるイベントを関係団体との共催で実施した。

- (ア) パラスポーツ王国HYOGO & KOBE夢プロジェクト2023(兵庫県、神戸市等と共催)

[実施日] 11月3日 [参加者数] 3,520人

(イ) 第18回パラバレーボール大会(座位)(神戸市社会福祉協議会と共催)

[実施日] 3月3日 [参加者数] 8チーム72人

(ウ) ふれあい卓球大会(フレンドリー卓球大会実行委員会と共催)

[実施日] 9月10日 [参加者数] 89人

イ 障がい者スポーツ教室

障がい者の健康増進等を目的に、各種スポーツ教室を実施した。

[実施種目] 水泳、卓球、親子運動、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ

[実施回数] 水泳、卓球、親子運動 年2期

テニス 年6期

アーチェリー 年4期

ニュースポーツ 随時

[受講者数] 348人

ウ 中高生パラスポーツクラブ

特別支援学校の在校生を対象とした「中高生パラスポーツクラブ」を神戸市教育委員会より受託して実施した。

(ア) 中高生パラスポーツクラブ [参加者数] 37人 3校

(イ) 地域出前型スポーツパッケージ [参加者数] 29人・3校

(ウ) ウィークエンドスポーツクラブ [参加者数] 15人

(エ) 指導者(サポーター)養成研修 [参加者数] 13人

③ すべての子どもの成長支援

ア 野外活動を通じた支援

(公財)神戸YMCAと連携した「しあわせの村×YMCA森の学校」や、障がいのある子どもとその家族が参加する「家族で楽しむキャンプ入門」を実施した。

(ア) しあわせの村×YMCA森の学校 [参加者数] 38人

(イ) 家族で楽しむキャンプ入門 [実施日] 7月29日、11月11日 [参加者数] 185人

イ のびのび運動ひろば

発達の気になる児童とその保護者の支援として、専門家や専門機関との連携により「のびのび運動ひろば」を実施した。

[参加者数] 児童33人、保護者33人

ウ 子育て世帯駐車料金無料化

子育て支援として、子どもとともにしあわせの村を利用した場合の駐車料金無料化を引き続き実施した。

[子育て世帯無料化台数] 114,578台

④ しあわせの村のにぎわいづくり

ア しあわせの村まつり「村の小さな夏まつり」

村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すステージや縁日、手持ち花火等で構成する「村の小さな夏まつり」を実施した。

[実施日] 8月26日, 27日, 28日、9月16日, 17日, 18日 [来場者] 14, 856人

イ こうべ福祉・健康フェア

市民の福祉や健康に関する意識を高めるため、神戸市、神戸市社会福祉協議会やふれあいのまちKOBE・愛の輪運動推進委員会などと連携し、「こうべ福祉・健康フェア」を開催し、福祉施設や障がい者団体等によるバザーや模擬店、福祉機器の展示や子ども向けの体験イベントなどを行った。

[実施日] 10月1日 [来場者] 9, 401人

ウ 開村記念日ミニライブ

開村35周年を記念し、公募により選ばれたアーティストによるミニライブを実施した。

[実施日] 4月23日 [来場者] 222人

エ 豊かな自然環境の魅力発信

しあわせの村の公園施設を活用した各種イベントを実施したほか、村内の福祉施設の高齢者、障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

(ア) 夜桜ライトアップ [実施日] 令和5年3月29日～4月4日 [参加者数] 6, 834人

(イ) 植物散策会 [実施日] 7月2日 [参加者数] 27人

(ウ) 脱穀体験会 [実施日] 10月29日 [参加者数] 脱穀体験61人

(エ) 紅葉ライトアップ [実施日] 11月2日～11月12日 [来場者数] 3, 401人

(オ) イルミネーション (本館ロータリー前) [実施日] 11月18日～2月12日

(カ) ユニバーサル農園活動 [参加団体数] 8団体 [参加人数] 延1, 942人

オ 広報・広聴

SNS等の様々な広報媒体や機会を活用して村の取り組みや魅力を効果的に発信したほか、入村者アンケート調査を実施した。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

① 介護保険認定調査業務

要介護認定調査業務（新規及び変更）を神戸市から請け負い、実施した。

[調査件数] 37, 237件

② 介護保険事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施した。

[運営指導件数] 301事業所

【収益事業等】

指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

① しあわせの村内便益施設の運営

ア 有料駐車場

[有料利用台数] 210,635台

[子育て世帯無料化台数] 114,578台

イ 公衆電話 [設置台数] 2台

ウ 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

[運営事業者] 株式会社冒険の森

[利用者数] 18,158人

※安全点検のため、11月5日～1月5日まで一部コースを休止。

② 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

《ホール等》 2,760人

③ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

[運営事業者] 株式会社なでしこの湯

[利用者数] 《宿泊》8,373人 《温泉》168,050人

2 事業別資金収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 公益目的事業会計 | 899,497,277 | 公益目的事業会計 | 1,084,174,356 |
| 福祉啓発等事業収入 | 6,626,119 | 福祉啓発等事業支出 | 17,715,791 |
| しあわせの村公益事業収入 | 428,831,702 | しあわせの村公益事業支出 | 507,722,268 |
| 要介護認定調査事業収入 | 341,946,986 | 要介護認定調査事業支出 | 357,028,272 |
| 運営指導事業収入 | 40,256,820 | 運営指導事業支出 | 48,743,433 |
| こうべ医療者応援ファンド事業収入 | 72,996,404 | こうべ医療者応援ファンド事業支出 | 137,031,868 |
| 長寿祭事業収入 | 8,839,246 | 長寿祭事業支出 | 15,932,724 |
| 収益事業等会計 | 497,797,424 | 収益事業等会計 | 505,784,448 |
| しあわせの村収益事業収入 | 446,444,000 | しあわせの村収益事業支出 | 346,010,152 |
| 太山寺事業収入 | 51,353,424 | 太山寺事業支出 | 57,422,576 |
| | | サン舞子マンション事業支出 | 95,471,720 |
| | | 法人税等支出 | 6,880,000 |
| 法人会計 | 43,898,096 | 法人会計 | 38,474,905 |
| 法人管理収入 | 43,898,096 | 法人管理支出 | 38,474,905 |
| 当期収入合計(A) | 1,441,192,797 | 当期支出合計(C) | 1,628,433,709 |
| 前期繰越収支差額(B) | 231,131,210 | 当期収支差額(A)-(C) | △ 187,240,912 |
| 収入合計(A)+(B) | 1,672,324,007 | 次期繰越収支差額 | 43,890,298 |

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 58,587千円
- (2) 委託料 1,063,950千円

3 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | |
| 1 経常増減の部 | | |
| (1) 経常収益 | | |
| 基本財産運用益 | 1,036,761 | |
| 特定資産運用益 | 971,446 | |
| 事業収益 | 1,223,874,382 | |
| 受取補助金等 | 47,453,000 | |
| 受取負担金 | 57,884,298 | |
| 受取寄付金 | 120,847 | |
| 雑収益 | 2,290,652 | |
| 経常収益計 | | 1,333,631,386 |
| (2) 経常費用 | | |
| 事業費 | 1,346,600,552 | |
| 管理費 | 38,700,158 | |
| 経常費用計 | | 1,385,300,710 |
| 当期経常増減額 | | △ 51,669,324 |
| 2 経常外増減の部 | | |
| (1) 経常外収益 | | |
| 受取地方公共団体補助金 | 11,134,000 | |
| 受取寄付金振替額 | 61,862,404 | |
| 過年度収益 | 102,222 | |
| 経常外収益計 | | 73,098,626 |
| (2) 経常外費用 | | |
| 固定資産除却損 | 402,601 | |
| こうべ医療者応援ファンド事務費 | 9,470,068 | |
| 助成金及び負担金 | 126,845,000 | |
| 経常外費用計 | | 136,717,669 |
| 当期経常外増減額 | | △ 63,619,043 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | | △ 115,288,367 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | 6,880,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | | △ 122,168,367 |
| 一般正味財産期首残高 | | 80,403,019 |
| 一般正味財産期末残高 | | △ 41,765,348 |
| II 指定正味財産増減の部 | | |
| 寄付金収入 | 1,106 | |
| 基本財産運用益 | 1,036,761 | |
| 特定資産運用益 | 380,722 | |
| 一般正味財産への振替額 | △ 63,199,165 | |
| 当期指定正味財産増減額 | | △ 61,780,576 |
| 指定正味財産期首残高 | | 572,399,250 |
| 指定正味財産期末残高 | | 510,618,674 |
| 当期正味財産増減額 | | △ 183,948,943 |
| 正味財産期首残高 | | 652,802,269 |
| III 正味財産期末残高 | | 468,853,326 |

4 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 資産の部 | | II 負債の部 | |
| 1 流動資産 | | 1 流動負債 | |
| 現金預金 | 53,392,498 | 未払金 | 160,314,126 |
| 未収金 | 244,174,048 | 1年以内返済借入金 | 10,666,000 |
| 棚卸資産 | 1,893,551 | 預り金 | 111,721,512 |
| 前払金 | 1,495,188 | 前受金 | 1,944,000 |
| 立替金 | 18,808,202 | 賞与引当金 | 23,505,186 |
| 流動資産合計 | 319,763,487 | 流動負債合計 | 308,150,824 |
| 2 固定資産 | | 2 固定負債 | |
| (1) 基本財産 | | 長期借入金 | 1,020,676,000 |
| 基本財産普通預金 | 10,303,040 | 受入保証金 | 17,000,000 |
| 基本財産有価証券 | 399,696,960 | 退職給付引当金 | 123,690,563 |
| 基本財産合計 | 410,000,000 | 固定負債合計 | 1,161,366,563 |
| (2) 特定資産 | | 負債合計 | 1,469,517,387 |
| 退職給付引当資産 | 123,690,563 | III 正味財産の部 | |
| 基金等特定資産 | 341,764,957 | 1 指定正味財産 | |
| 川重シルバー活動基金 | 100,618,674 | 寄付金 | 510,618,674 |
| こうべ長寿祭事業基金 | 3,199,065 | 指定正味財産合計 | 510,618,674 |
| 受入保証金特定資産 | 17,000,000 | (うち基本財産への充当額) | (410,000,000) |
| 特定資産合計 | 586,273,259 | (うち特定資産への充当額) | (100,618,674) |
| (3) その他の固定資産 | | 2 一般正味財産 | |
| 土地 | 317,264,998 | 一般正味財産 | △ 41,765,348 |
| 建物 | 192,712,071 | 一般正味財産合計 | △ 41,765,348 |
| 建物付属設備 | 31,992,096 | (うち基本財産への充当額) | (-) |
| 構築物 | 37,531,929 | (うち特定資産への充当額) | (344,964,022) |
| 什器備品 | 17,170,322 | 正味財産合計 | 468,853,326 |
| 機械及び装置 | 16,199,100 | | |
| ソフトウェア | 1,807,668 | | |
| 電話加入権 | 1,635,410 | | |
| 投資有価証券 | 6,020,373 | | |
| その他の固定資産合計 | 622,333,967 | | |
| 固定資産合計 | 1,618,607,226 | | |
| 資 産 合 計 | 1,938,370,713 | 負債及び正味財産合計 | 1,938,370,713 |

5 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|-----------------|-------------|-----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金預金 | 53,392,498 | 未払金 | 160,314,126 |
| 現金 | 2,260,506 | 1年以内返済長期借入金 | 10,666,000 |
| 普通預金 | 51,131,992 | みなと銀行 | |
| 三井住友銀行, みなと銀行 | | 預り金 | 111,721,512 |
| 未収金 | 244,174,048 | 前受金 | 1,944,000 |
| 棚卸資産 | 1,893,551 | 賞与引当金 | 23,505,186 |
| 前払金 | 1,495,188 | 流動負債合計 | 308,150,824 |
| 立替金 | 18,808,202 | 固定負債 | |
| 流動資産合計 | 319,763,487 | 長期借入金 | 1,020,676,000 |
| 固定資産 | | 神戸市, みなと銀行 | |
| 基本財産 | | 受入保証金 | 17,000,000 |
| 基本財産普通預金 | 10,303,040 | 退職給付引当金 | 123,690,563 |
| 三井住友銀行 | | 固定負債合計 | 1,161,366,563 |
| 基本財産有価証券 | 399,696,960 | 負債合計 | ② 1,469,517,387 |
| 大阪市債, 西日本高速道路社債他 | | 正味財産 | ①-② 468,853,326 |
| 基本財産合計 | 410,000,000 | | |
| 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 123,690,563 | | |
| 三井住友銀行普通預金 | 23,671,780 | | |
| 投資有価証券 | 100,018,783 | | |
| 福井県債 | | | |
| 基金等特定資産 | 341,764,957 | | |
| 三井住友銀行普通預金 | 141,402,678 | | |
| 投資有価証券 | 200,362,279 | | |
| 鉄道運輸機構債券, 共同発行市場公募地方債 | | | |
| 川重シルバー活動基金 | 100,618,674 | | |
| 三井住友銀行普通預金 | 1,290,384 | | |
| 投資有価証券 | 99,328,290 | | |
| 新潟市債 | | | |
| こうべ長寿祭事業基金 | 3,199,065 | | |
| 三井住友銀行普通預金 | | | |
| 受入保証金特定資産 | 17,000,000 | | |
| 三井住友銀行普通預金 | | | |
| 特定資産合計 | 586,273,259 | | |
| その他固定資産 | | | |
| 土地 | 317,264,998 | | |
| ラジウム温泉太山寺 他 | | | |
| 建物 | 192,712,071 | | |
| ラジウム温泉太山寺 他 | | | |
| 建物付属設備 | 31,992,096 | | |
| 構築物 | 37,531,929 | | |
| 什器備品 | 17,170,322 | | |
| 機械及び装置 | 16,199,100 | | |
| ソフトウェア | 1,807,668 | | |
| 電話加入権 | 1,635,410 | | |
| 投資有価証券 | 6,020,373 | | |
| 大阪市債, 新潟市債, 西日本高速道路社債他 | | | |
| その他固定資産合計 | 622,333,967 | | |
| 固定資産合計 | 1,618,607,226 | | |
| 資産合計 | ① 1,938,370,713 | | |

6 事業別収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

| 会 計 名 | 収入合計 | 内 訳 | | | | |
|----------------------|---------------|-------------|---------------|------------|-----------|------------|
| | | 事業収入 | 受託料収入 | 補助金収入 | 雑収入 | その他収入 |
| 公益目的事業会計 | 899,497,277 | 5,071,430 | 784,449,044 | 16,543,520 | 955,105 | 92,478,178 |
| 福祉啓発等 事業収入 | 6,626,119 | 30,000 | - | 5,409,520 | - | 1,186,599 |
| しあわせの村公益 事業収入 | 428,831,702 | 2,638,130 | 417,098,546 | - | 952,245 | 8,142,781 |
| 要介護認定調査 事業収入 | 341,946,986 | - | 331,372,063 | - | 2,860 | 10,572,063 |
| 運営指導 事業収入 | 40,256,820 | - | 29,997,000 | - | - | 10,259,820 |
| こうべ医療者応援 ファンド事業収入 | 72,996,404 | - | - | 11,134,000 | - | 61,862,404 |
| 長寿祭事業収入 | 8,839,246 | 2,403,300 | 5,981,435 | - | - | 454,511 |
| 収益事業等会計 | 497,797,424 | 210,647,660 | 281,480,548 | - | 1,778,553 | 3,890,663 |
| しあわせの村収益 事業収入 | 446,444,000 | 159,294,236 | 281,480,548 | - | 1,778,553 | 3,890,663 |
| 太 山 寺 事 業 収 入 | 51,353,424 | 51,353,424 | - | - | - | - |
| 法人会計 | 43,898,096 | - | - | 42,043,480 | 1,854,616 | - |
| 法人管理収入 | 43,898,096 | - | - | 42,043,480 | 1,854,616 | - |
| 合 計 | 1,441,192,797 | 215,719,090 | 1,065,929,592 | 58,587,000 | 4,588,274 | 96,368,841 |

7 事業別支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

| 会計名 | 支出合計 | 内 訳 | | |
|------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 人 件 費 | 物 件 費 | そ の 他 |
| 公益目的事業会計 | 1,084,174,356 | 576,747,035 | 380,324,405 | 127,102,916 |
| 福祉啓発等事業支出 | 17,715,791 | 15,392,409 | 2,323,382 | - |
| しあわせの村公益事業支出 | 507,722,268 | 218,797,079 | 288,667,273 | 257,916 |
| 要介護認定調査事業支出 | 357,028,272 | 288,263,196 | 68,765,076 | - |
| 運営指導事業支出 | 48,743,433 | 45,267,313 | 3,476,120 | - |
| こうべ医療者応援ファンド事業支出 | 137,031,868 | 716,800 | 9,470,068 | 126,845,000 |
| 長寿祭事業支出 | 15,932,724 | 8,310,238 | 7,622,486 | - |
| 収益事業等会計 | 505,784,448 | 107,227,515 | 285,187,204 | 113,369,729 |
| しあわせの村収益事業支出 | 346,010,152 | 99,907,323 | 246,102,829 | - |
| 太山寺事業支出 | 57,422,576 | 7,320,192 | 39,084,375 | 11,018,009 |
| サン舞子マンション事業支出 | 95,471,720 | - | - | 95,471,720 |
| 法人税等支出 | 6,880,000 | - | - | 6,880,000 |
| 法人会計 | 38,474,905 | 18,534,976 | 19,939,929 | - |
| 法人管理支出 | 38,474,905 | 18,534,976 | 19,939,929 | - |
| 合計 | 1,628,433,709 | 702,509,526 | 685,451,538 | 240,472,645 |

8 財務状況

(単位:千円)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 4→5増減 | |
|---------------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 正味財産増減計算書 | 一般正味財産増減の部 | 当期経常増減額 | ▲ 12,426 | ▲ 55,633 | ▲ 51,670 | 3,963 |
| | | 経常収益 | 1,339,711 | 1,342,022 | 1,333,631 | ▲ 8,391 |
| | | うち公益 | 799,796 | 829,697 | 795,853 | ▲ 33,844 |
| | | うち公益以外 | 539,915 | 512,325 | 537,778 | 25,453 |
| | | 経常費用 | 1,352,137 | 1,397,655 | 1,385,301 | ▲ 12,354 |
| | | うち事業費(公益) | 913,276 | 949,008 | 918,067 | ▲ 30,941 |
| | | うち事業費(公益以外) | 412,941 | 408,690 | 428,534 | 19,844 |
| | | うち管理費(公益) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | うち管理費(公益以外) | 25,920 | 39,957 | 38,700 | ▲ 1,257 |
| | | 評価損益等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 当期経常外増減額 | ▲ 65,209 | 27,900 | ▲ 63,619 | ▲ 91,519 | |
| | 経常外収益 | 110,080 | 236,141 | 73,099 | ▲ 163,042 | |
| | 経常外費用 | 175,289 | 208,241 | 136,718 | ▲ 71,523 | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 11,878 | 793 | 6,880 | 6,087 | |
| | 当期一般正味財産増減額 | ▲ 89,513 | ▲ 28,526 | ▲ 122,169 | ▲ 93,643 | |
| | 一般正味財産期首残高 | 198,442 | 108,929 | 80,403 | ▲ 28,526 | |
| | 一般正味財産期末残高 | 108,929 | 80,403 | ▲ 41,766 | ▲ 122,169 | |
| | 指定正味財産 | 当期指定正味財産増減額 | 12,616 | ▲ 152,207 | ▲ 61,780 | 90,427 |
| | | 指定正味財産増加額 | 55,329 | 10,189 | 1,419 | ▲ 8,770 |
| | | 指定正味財産減少額 | 42,713 | 162,396 | 63,199 | ▲ 99,197 |
| うち一般正味財産への振替額 | | ▲ 42,713 | ▲ 162,396 | ▲ 63,199 | 99,197 | |
| 指定正味財産期首残高 | | 711,990 | 724,606 | 572,399 | ▲ 152,207 | |
| 指定正味財産期末残高 | | 724,606 | 572,399 | 510,619 | ▲ 61,780 | |
| 正味財産期首残高 | 910,432 | 833,535 | 652,802 | ▲ 180,733 | | |
| 当期正味財産増減 | ▲ 76,897 | ▲ 180,733 | ▲ 183,949 | ▲ 3,216 | | |
| 正味財産期末残高 | 833,535 | 652,802 | 468,853 | ▲ 183,949 | | |
| 貸借対照表(B/S) | 資産合計 | 2,483,270 | 2,121,970 | 1,938,370 | ▲ 183,600 | |
| | 流動資産 | 539,554 | 375,524 | 319,763 | ▲ 55,761 | |
| | 固定資産 | 1,943,716 | 1,746,446 | 1,618,607 | ▲ 127,839 | |
| | うち建物 | 237,909 | 215,280 | 192,712 | ▲ 22,568 | |
| | 負債合計 | 1,649,735 | 1,469,168 | 1,469,518 | 350 | |
| | 流動負債 | 259,389 | 180,498 | 308,151 | 127,653 | |
| | うち短期借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 固定負債 | 1,390,346 | 1,288,670 | 1,161,367 | ▲ 127,303 | |
| | うち長期借入金 | 1,227,008 | 1,121,342 | 1,020,676 | ▲ 100,666 | |
| | 正味財産合計 | 833,535 | 652,802 | 468,853 | ▲ 183,949 | |
| 指定正味財産 | 724,606 | 572,399 | 510,619 | ▲ 61,780 | | |
| 一般正味財産 | 108,929 | 80,403 | ▲ 41,766 | ▲ 122,169 | | |

V 令和6年度事業計画

1 事業計画

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

① ユニバーサル社会構築に向けた取り組み

ア ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験などを行う「福祉体験学習」を実施する。また、市内の小学校を対象とした「UD出前授業」を実施する。

イ 聴覚障がいへの理解

聴覚障がいについて市民の理解を深めることを目的として、手話の講座を行う。また、小学生を対象とした「こども手話講座」を実施するとともに、聴覚障がい者との交流を目的に、「こども手話講座」修了者を対象とした「こども手話交流会」を実施する。

ウ 市民福祉活動支援

市民の交流や福祉の推進を目的としてしあわせの村で実施する活動に対する支援を行う。

② 健康寿命延伸に向けた取り組み

ア フレイル予防の推進

フレイル予防の取り組みである市民サポーターによるフレイルチェック会を神戸市より委託を受けて実施する。

イ 「こうべ長寿祭」の開催及び「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手団の派遣

「こうべ長寿祭」を開催するとともに、「全国健康福祉祭とっとり大会」へ、神戸市代表選手団を派遣するほか、「こうべシルバー合唱フェスティバル」を開催する。

(2) 総合福祉ゾーン「神戸市しあわせの村」の管理運営

指定管理者として、総合的な維持管理を行うとともに、「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念の実現を目指し、市民が、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう総合福祉ゾーンとしての運営の充実を図る。

① 高齢者・障がい者が主役の村づくり

ア 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、4つのコースの専門授業と共通授業等を

実施する。

また、在学生や卒業生の社会貢献活動を通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に取り組む。

[定員] 440人×3学年 [就学期間] 3年

イ 企業・大学と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を進めるため、超短時間インターンシップによる市内特別支援学校の在校生の就労体験など、村内での障がい者の新たなしごとづくりに取り組む。

ウ こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者で芸術活動に取り組む方を公募し、作品展を実施する。さらに、会場内で音楽演奏とアート作品のコラボレーションイベントを開催する。

また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において企画展を実施するほか、三宮中央通り地下通路の「サンポチカギャラリー」において通年で企画展を開催する。

エ 障がい者事業所製品の販売支援

市内障がい者事業所製品の販売の場である「はっぴねすコーナー」（本館・宿泊館1階コンビニエンスストアと併設）について、販売を行う。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を支援する。

オ ボランティア活動の推進

様々な世代の市民にボランティアとして活動いただき、市民福祉活動の推進を図る。

② 障がい者スポーツの振興

障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ、相互理解を深めることを目指し、気軽にスポーツを楽しむことができるイベントを実施する。あわせて「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」（5月開催）において、活動の支援などを行う。また、障がい者の健康増進等を目的に、各種スポーツ教室を実施する。

③ すべての子どもの成長支援

ア 野外活動を通じた支援

（公財）神戸YMCAの行う「YMCA森の学校」への協力や、障がいのある子どもとその家族が参加する「家族で楽しむキャンプ入門」を実施する。

イ のびのび運動ひろば

発達の気になる児童とその保護者の支援として、専門家や専門機関との連携により「のびのび運動ひろば」を実施する。

ウ 子育て世帯駐車料金無料化

子育て支援として、子どもとともにしあわせの村を利用した場合の駐車料金無料化を引き続き実施する。

④ しあわせの村のにぎわいづくり

ア しあわせの村まつり

村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すイベントを実施する。

イ こうべ福祉・健康フェア

神戸市や神戸市社会福祉協議会等と連携し、市民の福祉や健康に関する意識を高めるイベントを実施する。

ウ ミニコンサート

公募により選ばれた演奏者によるミニコンサートをしあわせの村開村記念日及びこころのアート展の開催に合わせ実施する。

エ 豊かな自然環境の魅力発信

しあわせの村の公園施設を活用した様々なイベントを実施するほか、村内の福祉施設の高齢者や障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。

オ 広報・広聴

ホームページ、SNSをはじめ様々な広報媒体や機会を活用して村の取り組みや魅力を効果的に発信するほか、入村者アンケート調査を実施する。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

① 介護保険認定調査業務

要介護認定調査業務（新規及び変更）を神戸市から請け負い、実施する。

② 介護保険事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施する。

【収益事業等】

指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

① しあわせの村内便益施設の運営

ア 有料駐車場（1,600台）

イ 公衆電話

ウ 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

② 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

③ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的として、開村以来しあわせの村の運営を担い、総合的な維持管理を行うとともに、市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業に取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業収入の減少や物価高騰による事業支出の増加などによる当協会の厳しい業績を踏まえ、各年度の収支及び期末正味財産残高の具体的な数値目標の設定、組織風土の改革・人材育成や市民福祉事業への取り組みについて定めた「中期経営計画 2027」を策定し、財政状況の改善も含めた取り組みを進めている。

(1) 令和 5 年度の主な取り組み状況

- ・ 財政状況の改善に向けた取り組みとして、「事業の必要性」・「収支の適正性」の観点から全事業を対象にした事業見直しを実施した。
- ・ 前述の中期経営計画における財政改善目標について、令和 5 年度決算においては医療者応援ファンドにかかる要因を除いた損益収支が 76 百万円の赤字の目標に対し、57 百万円の赤字となり 19 百万円上回るとともに、期末正味財産残高においても 426 百万円の目標に対し、469 百万円の決算となり、期首残高の好転と併せ 43 百万円上回った。

(2) 令和 6 年度の主な取り組み予定

- ・ 財政目標については令和 6 年度予算において、損益収支が 11 百万円の赤字の目標に対し 3 百万円の赤字、期末正味財産残高が 414 百万円の目標に対し 454 百万円とそれぞれ目標を上回る予算を編成しており、目標達成に向けた予算執行管理に取り組む。
- ・ 組織風土の改革にあたっては、ガバナンスの強化として、法人の意思決定の透明性の確保、利用者意見も含めた情報共有の徹底を図るとともに、ICTを活用した業務の効率化に取り組むほか、フレックス勤務や在宅勤務などの職員のワークライフバランスに配慮した多様な働き方の導入を進める。また、人材育成のため、階層別の研修カリキュラムの導入を進めるとともに、福祉を取り巻く環境等に対する見識等を深めることを目的とした研修を行う。

3 事業別資金収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 公益目的事業会計 | 893,689 | 公益目的事業会計 | 928,389 |
| 福祉啓発等事業収入 | 7,759 | 福祉啓発等事業支出 | 14,880 |
| しあわせの村公益事業収入 | 499,919 | しあわせの村公益事業支出 | 492,731 |
| 要介護認定調査事業収入 | 344,391 | 要介護認定調査事業支出 | 365,685 |
| 運営指導事業収入 | 30,000 | 運営指導事業支出 | 35,648 |
| 長寿祭事業収入 | 11,620 | 長寿祭事業支出 | 19,445 |
| 収益事業等会計 | 487,536 | 収益事業等会計 | 485,594 |
| しあわせの村収益事業収入 | 434,736 | しあわせの村収益事業支出 | 331,321 |
| 太山寺事業収入 | 52,800 | 太山寺事業支出 | 49,060 |
| | | サン舞子マンション事業支出 | 95,050 |
| | | 法人税等支出 | 10,163 |
| 法人会計 | 40,997 | 法人会計 | 43,845 |
| 法人管理収入 | 40,997 | 法人管理支出 | 43,845 |
| 当期収入合計(A) | 1,422,222 | 当期支出合計(C) | 1,457,828 |
| 前期繰越収支差額(B) | 38,960 | 当期収支差額(A)-(C) | △ 35,606 |
| 収入合計(A)+(B) | 1,461,182 | 次期繰越収支差額 | 3,354 |

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 47,906千円
- (2) 委託料 1,116,536千円

4 予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 | | |
| 1 経常増減の部 | | |
| (1) 経常収益 | | |
| 基本財産運用益 | 1,087 | |
| 特定資産運用益 | 985 | |
| 事業収益 | 1,281,263 | |
| 受取補助金等 | 47,906 | |
| 受取負担金 | 59,382 | |
| 受取寄付金 | 3 | |
| 雑収益 | 1,443 | |
| 経常収益計 | | 1,392,069 |
| (2) 経常費用 | | |
| 事業費 | 1,351,005 | |
| 管理費 | 33,834 | |
| 経常費用計 | | 1,384,839 |
| 当期経常増減額 | | 7,230 |
| 2 経常外増減の部 | | |
| (1) 経常外収益 | | |
| 経常外収益計 | | 0 |
| (2) 経常外費用 | | |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期経常外増減額 | | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | | 7,230 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | 10,163 |
| 当期一般正味財産増減額 | | △ 2,933 |
| 一般正味財産期首残高 | | △ 53,683 |
| 一般正味財産期末残高 | | △ 56,616 |
| II 指定正味財産増減の部 | | |
| 基本財産運用益 | 1,087 | |
| 特定資産運用益 | 453 | |
| 一般正味財産への振替額 | △ 1,387 | |
| 当期指定正味財産増減額 | | 153 |
| 指定正味財産期首残高 | | 510,619 |
| 指定正味財産期末残高 | | 510,772 |
| 当期正味財産増減額 | | △ 2,780 |
| 正味財産期首残高 | | 456,936 |
| III 正味財産期末残高 | | 454,156 |

5 予定貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------------|-----------|
| I 資産の部 | | II 負債の部 | |
| 1 流動資産 | | 1 流動負債 | |
| 現金預金 | 53,392 | 未払金 | 160,314 |
| 未収金 | 173,287 | 1年以内返済借入金 | 10,666 |
| 棚卸資産 | 1,894 | 預り金 | 111,722 |
| 前払金 | 1,495 | 前受金 | 1,944 |
| 立替金 | 18,808 | 賞与引当金 | 22,818 |
| 流動資産合計 | 248,876 | 流動負債合計 | 307,464 |
| 2 固定資産 | | 2 固定負債 | |
| (1) 基本財産 | | 長期借入金 | 920,010 |
| 基本財産普通預金 | 11,815 | 受入保証金 | 17,000 |
| 基本財産有価証券 | 398,185 | 退職給付引当金 | 129,227 |
| 基本財産合計 | 410,000 | 固定負債合計 | 1,066,237 |
| (2) 特定資産 | | 負債合計 | 1,373,701 |
| 退職給付引当資産 | 129,227 | III 正味財産の部 | |
| 基金等特定資産 | 341,540 | 1 指定正味財産 | |
| 川重シルバー活動基金 | 100,619 | 寄付金 | 510,772 |
| こうべ長寿祭事業基金 | 3,199 | 指定正味財産合計 | 510,772 |
| 受入保証金特定資産 | 17,000 | (うち基本財産への充当額) | (410,000) |
| 特定資産合計 | 591,585 | (うち特定資産への充当額) | (100,619) |
| (3) その他の固定資産 | | 2 一般正味財産 | |
| 土地 | 317,265 | 一般正味財産 | △ 56,616 |
| 建物 | 170,144 | 一般正味財産合計 | △ 56,616 |
| 建物付属設備 | 24,611 | (うち基本財産への充当額) | (0) |
| 構築物 | 33,998 | (うち特定資産への充当額) | (345,076) |
| 什器備品 | 8,517 | 正味財産合計 | 454,156 |
| 機械及び装置 | 14,045 | | |
| ソフトウェア | 1,161 | | |
| 電話加入権 | 1,635 | | |
| 投資有価証券 | 6,020 | | |
| その他の固定資産合計 | 577,396 | | |
| 固定資産合計 | 1,578,981 | | |
| 資 産 合 計 | 1,827,857 | 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 | 1,827,857 |

6 事業別予定収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

| 会 計 名 | 収入合計 | 内 訳 | | | | |
|------------------|-----------|---------|-----------|--------|-------|--------|
| | | 事業収入 | 受託料収入 | 補助金収入 | 雑収入 | その他収入 |
| 公益目的事業会計 | 893,689 | 11,009 | 843,135 | 8,559 | 983 | 30,003 |
| 福祉啓発等 事業収入 | 7,759 | 200 | - | 7,559 | - | - |
| しあわせの村公益 事業収入 | 499,919 | 6,189 | 462,744 | - | 983 | 30,003 |
| 要介護認定調査 事業収入 | 344,391 | - | 344,391 | - | - | - |
| 運営指 導収入 | 30,000 | - | 30,000 | - | - | - |
| 長寿祭事業収入 | 11,620 | 4,620 | 6,000 | 1,000 | - | - |
| 収益事業等会計 | 487,536 | 212,989 | 273,401 | - | 1,146 | - |
| しあわせの村収益 事業収入 | 434,736 | 160,189 | 273,401 | - | 1,146 | - |
| 太山寺 事業収入 | 52,800 | 52,800 | - | - | - | - |
| 法人会計 | 40,997 | - | - | 39,347 | 1,650 | - |
| 法人管理収入 | 40,997 | - | - | 39,347 | 1,650 | - |
| 合 計 | 1,422,222 | 223,998 | 1,116,536 | 47,906 | 3,779 | 30,003 |

7 事業別予定支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

| 会計名 | 支出合計 | 内 訳 | | |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 人件費 | 物件費 | その他 |
| 公益目的事業会計 | 928,389 | 539,330 | 388,906 | 153 |
| 福祉啓発等事業支出 | 14,880 | 12,041 | 2,839 | - |
| しあわせの村公益事業支出 | 492,731 | 194,724 | 297,854 | 153 |
| 要介護認定調査事業支出 | 365,685 | 293,663 | 72,022 | - |
| 運営指導事業支出 | 35,648 | 31,077 | 4,571 | - |
| 長寿祭事業支出 | 19,445 | 7,825 | 11,620 | - |
| 収益事業等会計 | 485,594 | 90,716 | 278,520 | 116,358 |
| しあわせの村収益事業支出 | 331,321 | 84,846 | 246,475 | - |
| 太山寺事業支出 | 49,060 | 5,870 | 32,045 | 11,145 |
| サン舞子マンション事業支出 | 95,050 | - | - | 95,050 |
| 法人税等支出 | 10,163 | - | - | 10,163 |
| 法人会計 | 43,845 | 15,604 | 28,241 | - |
| 法人管理支出 | 43,845 | 15,604 | 28,241 | - |
| 合計 | 1,457,828 | 645,650 | 695,667 | 116,511 |

VI 令和5年度主要事業計画・実績比較表

| 事業名 | 計画 | 実績 | 備考 |
|-----------------------------|----------|----------|-----------------------|
| しあわせの村入村者数 | 195 万人 | 189 万人 | 温泉:10/12~3/31まで 休業 |
| 要介護認定調査件数 | 37,500 件 | 37,237 件 | |
| 介護保険事業者運営指導件数 | 300 件 | 301 件 | |
| 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数 | 190 千人 | 176 千人 | |

Ⅶ 主要事業の推移 (令和3年度～令和5年度)

| 事業名 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------------|
| しあわせの村 | | | | |
| 入村者数 | 168 万人 | 172 万人 | 189 万人 | |
| 施設利用者数 | 71 万人 | 88 万人 | 86 万人 | |
| 宿泊者数 | 23,668 人 | 44,017 人 | 54,222 人 | |
| 研修館利用者数 | 41,960 人 | 61,999 人 | 74,065 人 | |
| 温泉利用者数 | 133,341 人 | 175,622 人 | 100,400 人 | 天井補修工事・施設点検のため、 10月12日～3月31日まで休業 |
| 屋内運動施設利用者数 | 175,516 人 | 214,414 人 | 226,096 人 | |
| 屋外運動施設利用者数 | 333,970 人 | 379,354 人 | 405,189 人 | |
| 入村車両数 | 137 万台 | 140 万台 | 137 万台 | |
| しあわせの村まつり来場者数 | 中止 | 9,359 人 | 14,856 人 | |
| こうべ福祉・健康フェア来場者数 | 中止 | 9,171 人 | 9,401 人 | |
| こころのアート展来場者 | 2,893 人 | 7,755 人 | 4,798 人 | |
| ユニバーサル体験学習参加者数 | 808 人 | 1,486 人 | 1,841 人 | |
| 神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数 | 20,511 人 | 31,075 人 | 34,764 人 | |
| 要介護認定調査件数 | 35,289 件 | 36,816 件 | 37,237 件 | |
| 介護保険事業者運営指導件数 | | 240 件 | 301 件 | |
| 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山 寺利用者数 | 149,264 人 | 170,020 人 | 176,423 人 | |

参 考 資 料

所管施設の概要

| | |
|---|---|
| しあわせの村 (指定管理施設を掲載) 所在地 神戸市北区しあわせの村1番 敷地面積 約 205 ha | |
| 宿泊施設 | |
| 宿泊館 (総合センター) | |
| 開設日 | 平成元年4月26日 |
| 規模 | 延床面積 約 8,685 m ² , 7階建 |
| 施設内容 | 客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間 |
| たんぼぼの家 (婦人交流施設) | |
| 開設日 | 平成5年4月22日 |
| 規模 | 延床面積 約 5,800 m ² 4階建 |
| 施設内容 | 客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間 |
| 野外活動センターあおぞら | |
| 開設日 | 平成5年4月22日 |
| 規模 | 延床面積 約 4,900 m ² 2階建 |
| 施設内容 | 客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室 |
| 保養センターひよどり (多目的ショートステイ施設) | |
| 開設日 | 平成元年9月1日 |
| 規模 | 延床面積 約 2,955 m ² |
| 施設内容 | 客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間 |
| 研修館 | |
| 開設日 | 平成元年4月26日 |
| 規模 | 延床面積 約 1,730 m ² |
| 施設内容 | ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室 |
| 温泉健康センター | |
| 開設日 | 平成元年4月26日 |
| 規模 | 延床面積 約 8,500 m ² |
| 施設内容 | 温泉, プール, 体育館, トレーニングジム |
| 神戸市シルバーカレッジ | |
| 開設日 | 平成5年9月21日 |
| 規模 | 延床面積 約 6,000 m ² 2階建 |
| 施設内容 | 教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等 |
| 定員 | 1,260名 (1学年 420名) |
| 屋外施設 | |
| テニスコート | |
| 開設日 | 昭和62年11月1日 |
| 施設内容 | センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha |
| アーチェリー場 | |
| 開設日 | 昭和62年11月1日 |
| 規模 | 27的, 面積 約 0.6 ha |
| 運動広場 (陸上競技場) | |
| 開設日 | 昭和63年9月1日 |
| 規模 | 約 2.4 ha |
| 芝生広場 | |
| 開設日 | 昭和63年9月1日 |
| 規模 | 約 7 ha |
| 日本庭園 | |
| 開設日 | 平成元年4月26日 |
| 規模 | 約 1.4 ha |
| 施設内容 | 築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など |
| ローンボウルス場 | |
| 開設日 | 平成元年4月26日 |
| 規模 | 10レーン, 面積 約 0.5 ha |

| | |
|------------------|--|
| 屋外施設 | |
| テントキャンプ場 | |
| 開設日 | 平成5年4月22日 |
| 規模 | 面積 約 0.55 ha |
| 施設内容 | 宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名) |
| オートキャンプ場 | |
| 開設日 | 平成7年7月15日 |
| 規模 | 面積 約 2.5 ha |
| 施設内容 | 普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13 |
| デイキャンプ場 | |
| 開設日 | 平成7年7月15日 |
| 規模 | 面積 約 1.0 ha |
| 施設内容 | 炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉 |
| 薬草園・果樹園 | |
| 開設日 | 平成元年4月 (平成5年3月31日薬草園開設) |
| 規模 | 面積 約 0.8 ha |
| 施設内容 | 薬草・薬木約 200 種, 果樹 |
| 馬事公苑 | |
| 開設日 | 平成5年7月9日 |
| 規模 | クラブハウス 約 970 m ² 馬場 約 9,600 m ² 敷地面積 約 3.4 ha |
| トリム園地 | |
| 開設日 | 平成7年7月15日 |
| 規模 | 面積 約 2.0 ha |
| 施設内容 | 健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など |
| 球技場 | |
| 開設日 | 平成12年7月20日 |
| 規模 | 面積 約 2.0 ha |
| 施設内容 | サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど |
| 農園 | |
| 開設日 | 平成元年4月 |
| 規模 | 面積 約 0.3 ha |
| 施設内容 | ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など |
| ボウケンノモリ | |
| 開設日 | 令和元年11月30日 |
| 規模 | 面積 約 418 m ² |
| 施設内容 | 屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ |
| 保養センター太山寺 | |
| 開設日 | 昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修) |
| 所在地 | 神戸市西区伊川谷町前開270番地の1 |
| 規模 | 鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m ² 敷地面積 3,599.02m ² |
| 施設内容 | 客室 16室 (宿泊定員 64名) 浴室2, 介護浴室1 |
| ラジウム温泉太山寺 | |
| 開設日 | 昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修) |
| 所在地 | 神戸市西区伊川谷町前開273番地の1 |
| 規模 | 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m ² 敷地面積 4,037.56m ² |
| 施設内容 | 浴場2, 介護浴室1 |